

# 独立行政法人国立高等専門学校機構研究等支援事業基金規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第135号  
制 定 令 和 2 年 1 1 月 9 日

## (設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に、機構が設置する各国立高等専門学校に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（令和2年総務省・文部科学省告示第1号）第1項第一号に定めるものをいう。）（以下これらを総称して「学生等」という。）を支援する事業に充当する目的の寄附金を募集し、及び管理するため、研究等支援事業基金（以下「基金」という。）を置く。

## (目的)

第2条 基金は、学生等への研究等を支援することを目的とする。

## (管理)

第3条 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

## (使途の変更の禁止)

第4条 基金として受け入れた寄附金の使途は、変更してはならない。

## (使途)

第5条 基金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 学生等が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生等が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- 二 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- 三 不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

## (寄附金)

第6条 寄附金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）により取り扱うものとする。

## (事業年度)

第7条 研究等支援事業基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第8条 研究等支援事業基金に関する事務は、機構本部事務局研究推進課が関係各課等と連携し処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究等支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年11月9日 制定)

この規則は、令和2年11月9日から施行する。